

学校避難確保計画

**対象災害:水害
(洪水・内水)**

【 施設名:諏訪市立豊田小学校 】

令和4年3月作成

1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本校児童の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、学校職員や児童に対して、土砂災害等に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直していくものとする。

2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を諏訪市長へ報告する。

3. 計画の適用範囲

この計画は、本校に勤務又は在籍する全ての者に適用するものとする。

本校の状況	平 日		休 日	
	児童	教職員	児童	教職員
昼 間	約330名	約30名	0名	0名
夜 間	0名	0名	0名	0名

※スポーツ開放登録団体等、学校施設利用者は除く。

4. 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

5. 事前休業の判断について

大型台風の襲来等が予想され、児童の登校や学校生活の安全が確保されないと判断する場合については、午前5時の時点で諏訪市校長会（長）と諏訪市教育委員会が協議し、臨時休業または登校時間を遅らせる等の判断を行うとともに、午前6時にはメール配信システムにより、保護者に対しその旨を連絡する。

（例）暴風警報または特別警報、大雨警報または特別警報、洪水警報等が発令されている場合

6. 防災体制

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常対策の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、情報収集伝達要員、避難誘導班員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ☞諏訪市に洪水注意報発表 ☞諏訪湖（釜口水門地点）氾濫 注意情報発表	注意体制確立	気象情報等の収集	総括 情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 ☞地区に高齢者等避難の発令 ☞大雨洪水警報発表 ☞諏訪湖（釜口水門地点）氾濫 警戒情報発表	警戒体制確立	気象情報等の収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 周辺住民への協力依頼 要配慮者の避難誘導	総括・情報伝達要員 避難誘導員 総括・情報収集伝達要員 総括・情報収集伝達要員 避難誘導員
以下のいずれかに該当する場合 ☞地区に避難指示の発令 ☞諏訪湖（釜口水門地点）氾濫 危険情報発表	非常態勢確立	校内全体の避難誘導	避難誘導員

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

- 児童緊急連絡先一覧表（児童名簿） 「別紙1」のとおり
- 職員緊急連絡網 「別紙2」のとおり
- 外部機関等への緊急連絡先一覧表 「別紙3」のとおり
- 対応別避難誘導一覧表 「別紙4」のとおり

7. 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	諏訪市防災メール、テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁 HP、情報提供機関のウェブサイト、SNS（ツイッター等））
洪水予報 水位到達情報	諏訪市防災メール、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
高齢者等避難、避難指示	諏訪市防災メール、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット（市役所の HP ほか、SNS（ツイッター等））

- 停電時は、ラジオ、タブレット及び携帯電話等を利用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池やバッテリー等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の道路や水路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

- ① 口頭、緊急連絡網または校内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を校内職員間で共有する。
- ② 警戒体制下で非常体制に移行する恐れがある場合は、各学校から保護者に対してメール配信システムにより「非常体制に移行した場合には（△△△避難場所）へ避難する」旨を連絡する。
- ③ 非常体制に移行した場合には、諏訪市教育総務課（電話 52-4141、ファックス 53-8299、教育総務課宛ての府内 LAN メール kyoiku@city.suwa.lg.jp）に「これより△△△避難場所に避難する」旨を連絡する。
- ④ 非常体制に移行した場合には、メール配信システムにて、保護者に対して「非常体制に移行したので、〇〇〇〇へ避難する。児童引き渡しは△△△避難場所において行う。児童引き渡し開始は、〇〇時頃とする（追って別途連絡する）。」旨の必要な連絡をする。
- ⑤ 避難の完了後、諏訪市教育総務課に、「避難が完了した」旨を連絡する。
- ⑥ 避難の完了後、メール配信システムにて、保護者に対して「避難が完了。これより△△△避難場所において児童引き渡しを行う」旨の連絡を行う。

8. 避難誘導

(1) 避難場所、移動距離及び手段

避難所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。

1) 立退き避難（水平避難）を行う場合

立退き避難（水平避難）の場合の避難場所（浸水想定区域外の関連施設等）

	避難場所名称	移動距離	移動手段	
			徒歩	車両
洪水	有賀公民館	450m	6分	2分

2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物名称	避難階	移動手段
洪水	北校舎及び南校舎	3階	階段

- 本校は諏訪市の広域避難場所に指定されているため、学校での待機（垂直避難）が基本であるが、当日の状況に応じて避難場所を選択する。
- 学校における想定浸水深が浅く、建物の家屋倒壊の恐れがない場合は屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。
- 浸水深が大きく、学校全体が浸水する恐れがある場合、浸水継続時間が長く、長期的に孤立する恐れがある場合、家屋倒壊等氾濫想定区域に位置する場合は立退き避難（水平避難）する。

(2) 避難経路

避難先までの経路図については、「学校周辺の避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導方法等

- ① 避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- ② 避難誘導の際は、拡声器、メガホン等を使い、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- ③ 避難する際は、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- ④ 施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

(4) 学校周辺や避難経路の点検

① 学校周辺の点検

避難所に移動する際、施設敷地内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。

施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

② 避難経路の点検

避難所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、教職員に情報を共有する。

(5) 避難の実施

避難にあたっては、避難開始を校内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を

開始します」と、教職員、児童等に周知する。

9. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、次表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

«避難確保資器材一覧»

備蓄品・資機材	
情報収集 ・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> 校内 LAN パソコン <input type="checkbox"/> 携帯電話等 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（教職員、児童等） <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> タブレット等 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 誘導灯
校内の 一時避難	<input type="checkbox"/> 水 8000L（1人あたり約25L） <input type="checkbox"/> 食料（1人あたり1食分 備蓄カレー） <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具
衛生器具	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> ゴミ袋
医薬品	<input type="checkbox"/> 常備薬 <input type="checkbox"/> 消毒薬 <input type="checkbox"/> 包帯 <input type="checkbox"/> 絆創膏
資機材	<input type="checkbox"/> 燃料
その他	<input type="checkbox"/> ドラムコード <input type="checkbox"/> 暖房器具 <input type="checkbox"/> 工具

浸水を防ぐための対策（洪水の場合）

土のう ぼろ布

土砂災害に対する避難を確保するための事前の対策

自家発電機 壁の補強 非常用サイレン（屋外設置） （ ）

10. 防災教育及び訓練の実施

職員、児童等への防災教育及び訓練は、以下のとおり実施する。

(1) 防災に係る研修

- ① 気象情報について
- ② 情報収集及び伝達体制について
- ③ 避難判断・誘導について
- ④ 本避難確保計画の周知

(2) 防災訓練

避難訓練は、研修と一緒に実施することを基本とする。

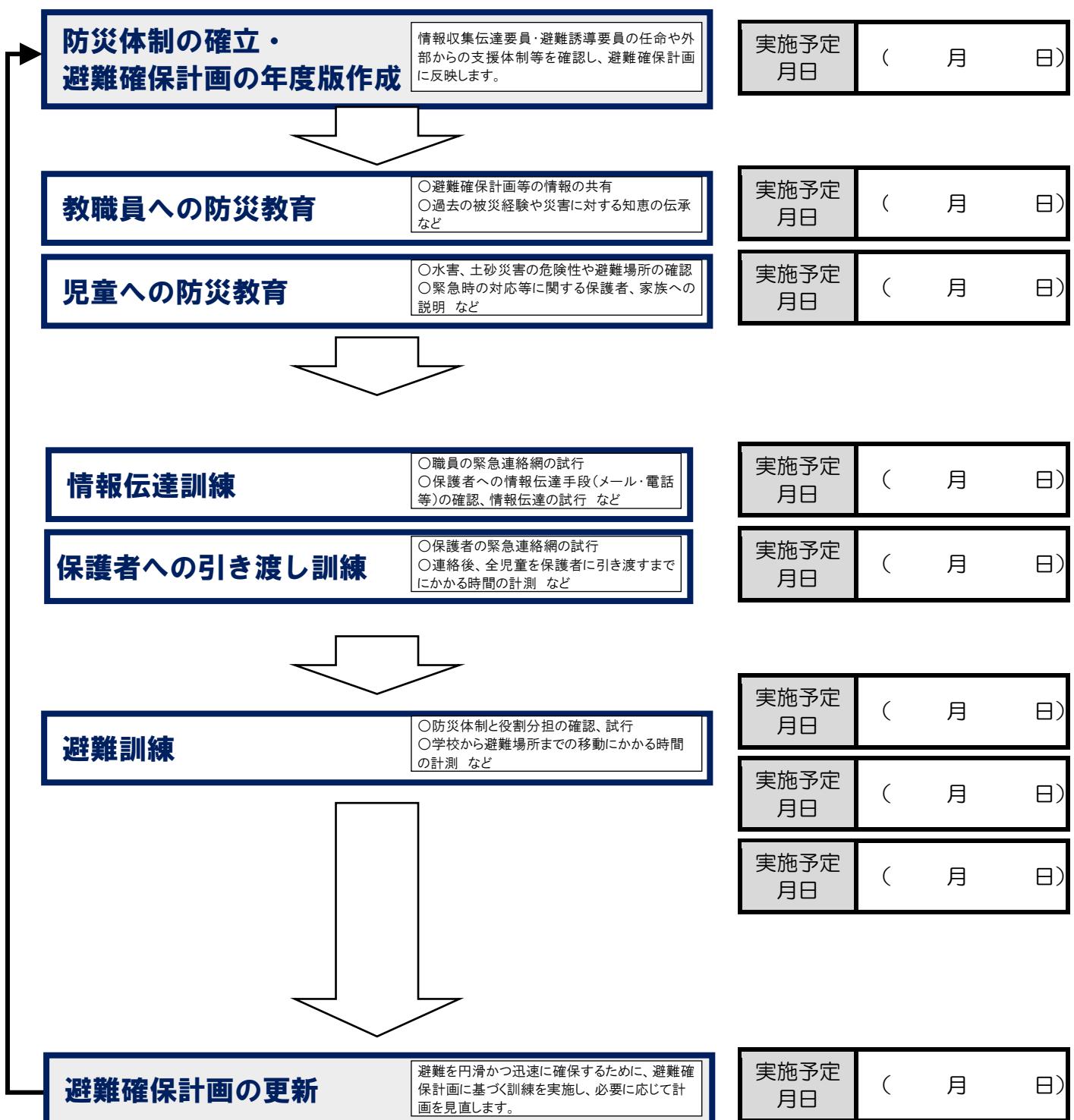
- ① 情報収集及び伝達訓練
- ② 避難訓練（学年に応じた避難手法、避難方法など）

(3) 実施時期

研修・訓練は出水期（6月）までに行うこととし、概ね以下の予定で行う。

- ① 年間の防災教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。
- ② 每年4月に新規採用及び赴任教職員を対象に研修を実施する。
- ③ 每年5月に全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
■年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し、机上訓練等を実施する。

1.1. 防災教育及び訓練の年間計画



【学校周辺の避難経路図】

洪水時等の避難先は、ハザードマップから、以下の場所とする。



※学校及び避難場所の位置、避難経路等を記載

※避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じて見直しするものとする。

【別紙3】 外部機関等への緊急連絡先一覧表

連絡先	担当部署	電話番号	連絡可能時間	備考
市役所防災担当	危機管理室	[REDACTED]	平日 8:30~17:15 夜間休日：当直対応	
市役所学校担当	教育総務課	[REDACTED]	平日 8:30~17:15 夜間休日：当直対応	
消防本部	通信指令課	[REDACTED]		
警察署		[REDACTED]		
飯田 和彦 (豊田自主防災会 会長)	豊田 自主防災会 文出区	[REDACTED]		
諏訪豊田診療所	諏訪 豊田診療所	[REDACTED]	月・火・水・金 9:00 ~12:30 15:00~18:00 土 9:00~12:30 木・日 定休日	
JA諏訪湖LPガスセンター	ガス設備	[REDACTED]		
電管エンジニアリング	電気設備	[REDACTED]		
小泉建築	水道設備	[REDACTED]		
中央熱学	空調・排水設備	[REDACTED]		

垂直避難時の対応

- 避難場所
 - 5・6年生は3階の各所属教室へ避難
 - 1年：理科室
 - 2年：図工室
 - 3年：音楽室
 - 4年：第2集会室
- 避難誘導
 - 授業者がそれぞれの学年を誘導
- 授業時間以外の場合
 - 放送で各学級に戻るよう指示
 - 各学級担任の指示で避難
- 職員は各自で3階へ避難
 - 本部を外国語学習室に置く

水平避難時の対応

- 避難場所：有賀公民館
 - 豊田小校舎からの避難命令が出されたときに対応
 - 授業時・事業時間外共に各学級に戻る（または待機する）よう放送で指示
 - 担任の誘導で1～6年生の順で有賀公民館へ避難
 - 学年先頭で学年主任職員が誘導、もう一名の学年職員が最後尾にて安全確認